|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 様式第９号（第17条関係） | 時　間　外　労　働 | に　関　す　る　協　定　届 |  |
| 休日労働 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 の 種 類 | | 事　業　の　名　称 | | | 事　業　所　の　所　在　地 | | | | |
| 貨 物 自 動 車 運 送 事 業 | |  | | |  | | | | |
|  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | | 業 務 の 種 類 | 労　働　者　数  (満18才以上の者) | | 所定労働時間 | 延長することができる時間 | | 期　　　間 |
| １日 | 1日を超える一定の期間（起算日） |
| ①　下記②に該当しない労働者 | 需要の季節的な増大等に対処するため  （詳細は別添協定書記載のとおり） | | (別添協定書記載のとおり) | （別添協定書記載のとおり） | | １週　　時間  １日　　時間 | （別添協定書記載のとおり） | | 年　 月　 日から  年　 月　 日まで |
| ②　１年単位の変形労働時間制  　により労働する労働者 | 同　　　上 | | 同　　　上 | 同　　　上 | | １週　　時間  １日　　時間 | 同　　　上 | | 年　 月　 日から  年　 月　 日まで |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | | 業 務 の 種 類 | 労　働　者　数  (満18才以上の者) | | 所 定 休 日 | 労働させることができる休日  並びに始業及び終業時刻 | | 期　　　間 |
| 需要の季節的な増大等に対処するため  （詳細は別添協定書記載のとおり） | | | (別添協定書記載のとおり) | （別添協定書記載のとおり） | | 毎週１日  国民の休日 | （別添協定書記載のとおり） | | 年　 月　 日から  年　 月　 日まで |

　　　協定成立年月日　　　　　　　　　年　　月　　日

職名

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

　　　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

職名

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者

　　　　　　　　　　　　　労 働 基 準 監 督 署 長　　殿

記 載 心 得

１　｢業務の種類｣の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第１項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。

２　｢延長することができる時間｣の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。

　(1)　｢１日｣の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、１日についての限度となる時間を記入すること。

　(2)　｢１日を超える一定の期間（起算日）｣の欄には、労働基準法第32条から第32条の５まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第１項の協定で定められた１日を超え３箇月以内の期間及び１年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。

３　②の欄は、労働基準法第32条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。

４　｢労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻｣の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

５　｢期間｣の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

備　　考

◎　｢協定当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法｣の欄の記載例としては、次のようなことが考えられる。（イ）投票による選挙。（ロ）挙手による選挙。（ハ）投票による信任。（ニ）挙手による信任。（ホ）回覧による信任。（ヘ）２労働組合の話し合い（２労働組合の組合員の合計は、全労働者数の過半数）。（ト）各職場ごとに職場の代表を選出し、これらの者の過半数の賛成を得て選出。（チ）その他。

(注)：（チ）のその他については（イ）～（ト）の例に従いその内容を記入すること。

（自動車運送事業用）

時間外労働及び休日労働に関する協定書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

労働者代表　　　　　　　　　　（労働組合名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、

代表者氏名　　　　　　　　　　　）は、労働基準法第36条第１項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（１週40時間、１日８時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ１日８時間、１週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週１日又は４週４日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第１条　甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第２条　甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 時間外労働をさせる必要のある具 体 的 事 由 | 業務の種　類 | 従事する労働者数(満18才以上の者) | 延長することができる時間 | | | | 期　間 |
| １日 | 1日を超える一定の期間  （起算日） | | |
| ２週  ( / ) | 1箇月  ( / ) | １年  ( / ) |  |
| ①　下記②  　に該当し  　ない労働  　者 | ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため  ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため  ・当面の人員不足に対処するため | 自動車  運転者 |  |  |  |  |  | 年  月 　日  から  年  月 　日  まで |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| ②　１年単  　位の変形  　労働時間  　制により  　労働する  　労働者 | ・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため  ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため  ・当面の人員不足に対処するため | 自動車  運転者 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

２　自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める１箇月についての拘束時間並びに１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第３条　甲は、就業規則第　　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の  種　類 | 従事する労働者数  (満18才以上の者) | 労働させることができる休日  並びに始業及び終業の時刻 | 期　間 |
| 需要の季節的な増大に対処するため | 自動車  運転者 |  | ・法定休日のうち、２週を通じ１回  ・始業及び終業時刻はあらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業時刻とする | 年  月 　日  から  年  月 　日  まで |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める１箇月についての拘束時間及び１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第４条　前２条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第５条　甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。

　　　また、休日労働を行わせる場合は、原則として、２日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第６条　第２条の表における２週、１箇月及び１年の起算日並びに第３条の表における２週及び４週の起算日はいずれも　　　　年　　月　　日とする。

２　本協定の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　労働者代表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　労働組合名称

　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　使用者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

貨物自動車運送に従事する自動車運転者の１箇月

　　　　　　　　　についての拘束時間の延長に関する協定書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と、労働者代表

（労働組合名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示）第４条第１項第１号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１　本協定の適用対象者は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

２　拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は　　　日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 年間計 |
| 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |

３　本協定の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

４　本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、　　　日（　　日以上）前までに協議を行い、変更を行うものとする。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　労 働 者 代 表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　労働組合名称

職 名

氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　代 表 者

職 名

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　使 用 者